

## 果樹共済重要事項説明書

2019. 12

この重要事項説明書は、果樹共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や共済規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら最寄りのNOSAI 宮城にご連絡ください。

重 要 事 項	詳細 ページ
1 共済目的の種類及び加入方式 りんごとなしの2種類で、加入者が引受方式を選択でき、樹体共済も加入できます。 (未結果樹を除く。)	P 3
2 加入申し込みによる共済関係（契約）の成立 加入される方が果樹共済加入申込書に必要事項を記入・押印して申し込み、組合が承諾したときに契約が成立します。	P 4
3 共済責任期間（補償期間） 事故が発生したときの補償期間（共済責任期間）です。	P 5
4 収穫共済の支払開始割合及び補償限度割合（補償割合） 類区分ごとに加入者が選択します。	P 5
5 標準収穫量 果樹の年産ごと、加入者ごと、類区分等ごと及び引受方式ごとに標準収穫量を設定します。	P 5
6 災害収入共済方式の基準共済金額 果実の年産ごと、加入者ごと及び類区分ごとに、当該類区分に係る出荷資料又は青色申告書等により算出します。	P 6
7 共済金額（補償額） 引受方式ごとに指定されている範囲内で、加入者が申し出た金額です。詳細ページで確認願います。	P 6
8 共済事故（共済金支払対象事故） 共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故です。詳細ページで確認願います。	P 7
9 基準収穫量 損害評価の基準として支払共済金の額の算定の基準となるものです。	P 7
10 共済金の支払 損害認定の対象となる損害及び共済金の算定方法です。	P 8
11 損害発生のお知らせ 加入した果樹に損害が発生したときは、遅滞なく組合に連絡願います。	P 10
12 損害防止の義務 加入した果樹について、通常管理、損害防止を行い、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めてください。努めを怠ったときは、被害に係る減収量から防止、軽減できたと認められる減収量（分割減収量）を差し引くことがあります。	P 10
13 共済金が支払われない場合 共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。	P 10

14 危険段階基準共済掛金率について 平成 31 年 1 月 1 日の制度改正に伴い、新しい危険段階共済掛金率が導入されます。	P 10
15 告知義務違反による共済関係の解除 加入申込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。	P 11
16 共済掛金不払いによる共済関係の解除 共済掛金が不払いとなった場合は、共済関係を解除します。	P 11
17 重大事由による共済関係の解除 重大な事由により共済関係を解除する場合があります。	P 11
18 共済責任期間中の通知義務 共済責任期間中に加入申込みのときと異なる事実が発生した場合には、速やかに組合へ連絡ください。通知がない場合、共済金をお支払できない場合や契約を解除・失効しなければならない場合があります。	P 11
19 その他の重要事項 組合の財務状況によっては、共済金の金額を削減する場合があります。収入保険への切り替えができます。	P 11

## ＜果樹共済の説明書（詳細ページ）＞

### 1 共済目的の種類及び加入方式

#### (1) 共済目的の種類

加入できる共済目的は、りんご、なしの2種類です。

#### (2) 加入方式

##### 1) 収穫共済

次の18種類から、加入される方の選択によりいずれか一つに加入できます。

種 類		内 容	
半相殺方式 (農家単位で被害園地の減収分のみにより損害を把握する収穫共済)	減 収 総合方式	一 般 方 式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮方式以外の収穫共済
		短 縮 方 式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮共済責任期間の収穫共済
	特定危険 方 式	減 収 暴 風 雨 方 式	最大風速 13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速 20.0メートル毎秒以上の暴風雨（以下「暴風雨」といいます。）による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減 収 ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減 収 凍 霜 害 方 式	凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収暴風雨・ ひょう害方式	暴風雨、降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
減収暴風雨・ ひょう害・ 凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済		
全相殺方式 (農家単位で増収分と減収分とを相殺して損害を把握する収穫共済)	減 収 総 合 方 式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済	
	品 質 方 式	果実の減収及び品質の低下による損害を共済の対象とする収穫共済	
地 域 イ ン デ ッ ク ス 方 式		農家単位で統計単収を用いて損害を把握する収穫共済	
樹園地方式 (被害園地ごとに損害を把握する収穫共済)	減 収 総合方式	一 般 方 式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮方式以外の収穫共済
		短 縮 方 式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮共済責任期間の収穫共済
	特定危険 方 式	減 収 暴 風 雨 方 式	暴風雨による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減 収 ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減 収 凍 霜 害 方 式	凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
減収暴風雨・ ひょう害方式	暴風雨、降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済		

樹園地方式 (被害園地ごとに損害を把握する収穫共済)	特定危険方式	減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
災害収入共済方式			果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少による損害を共済の対象とする収穫共済

## 2) 樹体共済

樹体共済は、樹体の損害を共済の対象とするものです。

### (3) 共済目的の種類等及び共済目的の種類等の細区分

果樹の収穫共済では、共済目的の種類を、品種及び栽培方法に応じて、さらに区分しています。その区分を共済目的の種類等および共済目的の種類等の細区分とし、次のとおり定めています。

共済目的の種類	類区分	細区分	対象品種
りんご	1類	1群	つがる、さんさ、きたかみ、あかね、きおう、祝、旭、未来ライフ、その他1類に属する品種
	2類	2群	陽光、あかぎ、千秋、ジョナゴールド、世界一、はつあき、北斗ひめかみ、秋映、ひろさき早生ふじ、昂林、静香、新世界、紅將軍、やたか、シナノスイート、清明、涼香の季節、こうたろう、きたろう 紅玉、恵、陸奥、レッドスパーク、イエロースパーク、ウエルスパーク、ハックナイン、デリシャス、リチャードデリシャス、スターキングデリシャス、ゴールドデンデリシャス、レッドキング、レッドゴールド、スタークリームソン、その他2類に属する品種
	3類	3群	王林、ふじ、天星、群馬名月、メロー、あいかの香り、こうとく、こうこう、シナノゴールド、王鈴、国光、印度、東光、金星、青り3号、その他3類に属する品種
なし	1類	1群	幸水
		2群	新水、八雲、筑水、長寿、その他1類に属する品種（1群に属する品種を除く）
	2類	3群	豊水、秋水、その他2類に属する品種（4群に属する品種を除く）
		4群	二十世紀、長十郎、新星、秀玉、あきあかり、はつひめ、アッピー、吉香、あきづき、南水
	3類	5群	新高、豊月、早生赤、晩三吉、新興
		6群	西洋ナシの品種

## 2 加入申し込みによる共済関係（契約）の成立

### (1) 共済関係の成立

果樹共済の契約は、加入される方が、別途定めている果樹共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に、必要事項を記入・押印して組合に申込み、組合がその申込みを承諾したときに成立します。

なお、加入申込書には、加入される樹園地の全てについて、事実をありのまま正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますので、特に、留意願います。

加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは、速やかに組合までご連絡下さい。

### (2) 自動継続特約

加入者からの申し出により、収穫共済にあっては翌年産以降の果実について、樹体共済にあっては翌年以降の果樹について、申込期間が終了するまでに当該申込者から果樹共済の申し込みをしない旨の意思表示がないときにおいて当該果樹共済の申し込みがあったとする旨の特約をすることができます。

### 3 共済責任期間（補償期間）

事故が発生したときの補償期間（以下「共済責任期間」といいます。）は、次のとおりです。

減収総合一般方式 全相殺方式(減収又は品質) 地域インデックス方式 災害収入共済方式	}	花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間です。
---	---	------------------------------------

減収総合短縮方式及び特定危険方式----- 発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間です。

樹体共済 ----- 7月1日から1年間です。

### 4 収穫共済の支払開始割合及び補償限度割合（補償割合）

#### (1) 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び樹園地方式

類区分ごとに次の表の収穫共済区分に応じて、同表の支払開始割合及び補償限度割合の中から加入者が選択したものになります。

収穫共済区分	支払開始割合	補償限度割合
半相殺減収総合一般方式	30%	70%
半相殺減収総合短縮方式	40%	60%
	50%	50%
半相殺特定危険方式	20%	80%
全相殺減収総合方式 全相殺品質方式	20%	70%
	30%	60%
	40%	50%
地域インデックス方式	10%	90%
	20%	80%
	30%	70%
樹園地減収総合一般方式 樹園地減収総合短縮方式	40%	60%
	30%	70%

#### (2) 災害収入共済方式

補償割合は、類区分ごとに80%、70%、60%のうちから加入者が選択したものになります。

### 5 標準収穫量

#### (1) 標準収量表案の作成

果樹共済事業を実施する果樹について、農林水産統計資料その他関係機関が作成した資料並びに最近年の樹齢別面積、新植面積、植栽本数、見込収穫量等の調査結果等を基礎として、収穫共済の共済目的の種類等ごとに10アール当たり及び1本当たりの樹齢別標準収穫量を記載した標準収量表案及び樹齢別10アール当たり及び1本当たり標準収穫量グラフ案を、組合が3年ごとに作成し、県知事に報告しています。

ただし、同一の収穫共済の共済目的の種類等たる果樹であっても品種、組合の区域を分けた地域又は栽培条件（地形等）、植栽形態（密植栽培、わい化栽培等）等の要因により平均単位当たり収穫量に格差があると認められるときは、その要因別に標準収量表案を作成することになっています。

上記の標準収量表案のことを簡単に申し上げるとするなら、組合管内の果樹について、10アール当たり収穫量の高低に応じて、結果樹面積がどのように分布しているか、その状況を整理したものと言うことができます。

## (2) 標準収量表の決定

組合から報告された標準収量表案及び標準収穫量グラフ案を検討した上で、県知事が組合の標準収量表及び標準収穫量グラフを決定し、組合に通知しています。

## (3) 年産別標準収量表の作成

果実の年産ごと及び類区分ごとに、県知事が、次式により年産別適用係数を算出し、組合に通知しています。

$$\text{年産別適用係数} = \frac{\text{経営局長が定める組合ごとの10アール当たり収穫量}}{\text{標準収量表から得られる類区分ごとの平均10アール当たり収穫量}}$$

組合は、県知事が通知した年産別適用係数を組合の当該類区分に係る標準収量表に適用して、当該年産に係る標準収量表を作成しています。

## (4) 標準収穫量の決定

組合は、(3)の年産別標準収量表に基づき、果樹の年産ごと、申込者ごと、類区分等ごと及び引受方式ごとに標準収穫量設定の基礎となる数量を定めています。

さらに、組合は、標準収穫量設定の基礎となる数量及び次の事項を参酌して標準収穫量を決定します。

①申込者に係る細区分等たる果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があった場合には、台木の樹齢高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等を参酌します。

ただし、半相殺減収総合短縮方式、半相殺特定危険方式、樹園地減収総合短縮方式、樹園地特定危険方式の申込者についての当該樹園地の当該類区分等に係る標準収穫量は、花芽の形成期から発芽期までの期間内（共済責任期間開始前）において、果実の減収をもたらすと見込まれる被害が発生していると認められる場合は、当該期間内に被害がなかった場合の値を1とし、この1から当該樹園地における現地調査により算定したその期間内における被害割合を差し引いて得た割合を乗じて得た数量です。

②全相殺減収方式については、出荷資料及び青色申告書等の最近5か年から算出した標準単収に栽培面積を乗じて得た数量、全相殺品質方式については、出荷資料及び青色申告書等の最近5か年から算出した標準単収に標準品質指数及び栽培面積を乗じて得た数量です。

## 6 災害収入共済方式の基準共済金額

果実の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、当該類区分に係る出荷資料又は青色申告書等により、出荷資料においては出荷団体等の協力を得て、次式により算出します。

### (1) 10 a 当たり生産金額

果実の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに算出します。

$$10 \text{ a 当たり生産金額} = \frac{\text{申込者の類区分ごとの生産金額（総販売金額－必要経費部分）}}{\text{申込者の類区分ごとの栽培面積}}$$

※各年の10 a 当たり生産金額を最近5か年中、中庸3か年の単純平均の方法で算出します。

### (2) 基準生産金額

基準生産金額は、申込者ごと及び類区分ごとに算出します。

$$\text{基準生産金額} = 10 \text{ a 当たり基準生産金額} \times \text{申込者の当該類区分の栽培面積}$$

## 7 共済金額（補償額）

### (1) 収穫共済の共済金額

1) 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び樹園地方式

共済金額は、申込者ごと及び類区分等ごとに、標準収穫金額の40%に相当する金額以上であって、標準収穫金額に補償限度割合（4 収穫共済の支払開始割合及び補償限度割合（補償割合）参照）を乗

じて得た金額以下の範囲内で申込者が申し出た金額です。

$$\text{標準収穫金額} = \text{標準収穫量} \times \text{果実のキログラム当たり価額}$$

## 2) 災害収入共済方式

申込者ごと及び類区分ごとに、基準生産金額の40%以上共済限度額以下の範囲内において申込者が申し出た金額です。

$$\text{共済限度額} = \text{基準生産金額} \times \text{補償割合}$$

## 3) 果実のキログラム当たり価額

果実のキログラム当たり価額は、類区分等ごとに農林水産大臣が定める価額です。

## 4) 地域インデックス方式におけるキログラム当たり価額

果実のキログラム当たり価額は、申込者ごと、類区分ごと及び統計単位地域ごとに算出された価額です。

## (2) 樹体共済の共済金額

共済金額は、申込者ごと及び共済目的の種類ごとに、共済価額の40%以上80%以下の範囲内において申込者が申し出た金額です。

## 8 共済事故（共済金支払対象事故）

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

(1) 減収総合一般方式及び減収総合短縮方式の共済事故は、次に掲げる災害による果実の減収です。

- ①風水害、干害、寒害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ②火災
- ③病虫害
- ④鳥獣害

(2) 減収暴風雨方式の共済事故は、暴風雨による果実の減収のみです。

(3) 減収ひょう害方式の共済事故は、降ひょうによる果実の減収のみです。

(4) 減収凍霜害方式の共済事故は、凍傷若しくは降霜による果実の減収のみです。

(5) 減収暴風雨・ひょう害方式の共済事故は、暴風雨、降ひょうによる果実の減収のみです。

(6) 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式の共済事故は、暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収のみです。

(7) 全相殺方式（減収総合方式）の共済事故は、(1)に掲げる災害による果実の減収です。

(8) 全相殺方式（品質方式）の共済事故は、(1)に掲げる災害による果実の減収又は品質の低下です。

(9) 災害収入共済方式の共済事故は、(1)に掲げる災害による果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少です。

(10) 地域インデックス方式の共済事故は、(1)に掲げる災害による果実の減収です。

(11) 樹体共済の共済事故は、(1)に掲げる災害による樹体の枯死、流失、滅失、埋没、損傷（主枝に係る損傷で、かつ、その程度が樹冠容積の2分の1以上の部分にわたる程度のもの。）です。

## 9 基準収穫量

損害評価の基準として支払共済金の額の算定の基準となるもので、次の方法により定めています。

### (1) 半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式

果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分等ごとに、共済責任期間の開始後当該年産の果実の開花期までに、樹園地ごと及び類区分等ごとに、園地条件、肥培管理及び隔年結果の状況を調査の上、樹園地ごとの共済金額の算定に用いた標準収穫量を土台として設定します。

### (2) 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式

果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分等ごとに、摘果終了時後、速やかに、すべての組合員等の全園地について、検見又は実測の方法により類区分等ごとに着果数を調査して、その着果数を基に設定しています。ただし、共済責任期間開始後、摘果終了時前までに共済事故により着果数が減少したと認められる場合には、周辺の無被害樹園地の着果状況等を調査し、着果数を調整します。

(3) 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分等ごとに、当該年産の前年産の出荷資料等又は青色申告書等から10アール当たり収穫量を算定し、最近6か年の10アール当たり収穫量からみて、細区分等ごと、組合員等ごとに隔年結果の状況に応じて標準収穫量を調整して定めます。隔年結果による収量の変動があると認められない場合には、標準収穫量を基準収穫量とし、隔年結果による収量の変動があると認められる場合には変動係数を標準収穫量に乗じて得た数量が基準収穫量となります。

(4) 地域インデックス方式

果実の年産ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごとに、当該年産の前年産の統計単収が明らかになった時点で、統計単位地域ごとに統計単収の最近5か年中、中庸3か年（隔年結果がある場合は6中4）の平均10アール当たり収穫量を算定し、それに樹齢構成係数に乗じて得た単収に引受面積を乗じ申込者ごとに合計した数量が標準収穫量となり、収穫共済の類区分ごと及び組合員等ごとの標準収穫量が基準収穫量となります。

(5) 災害収入共済方式

果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分等ごとに、当該年産の前年産の出荷資料等又は青色申告書等から10アール当たり収穫量を算定し、最近5か年中、中庸3か年の平均10アール当たり収穫量、収穫量の伸び率及び高接ぎ、樹体の損傷等を参酌して設定します。

10 共済金の支払

(1) 損害認定の対象となる損害

1) 半相殺方式、全相殺減収方式、全相殺品質方式、地域インデックス方式及び樹園地方式

損害認定の対象となる損害は、類区分ごと及び引受方式ごとに、共済責任期間中に共済事故による被害が発生した場合であって、下表のとおりです。

引受方式		果実の減収量	損害認定の対象となる損害	支払開始割合
半相殺方式	減収総合方式	当該樹園地の基準収穫量から当該樹園地の実収穫量を差し引いて得た数量	当該組合員等の樹園地ごとの基準収穫量の合計に対して、当該組合員等の樹園地ごとの果実の減収量の合計が右欄の支払開始割合を超えた場合の損害（以下「半相殺方式超過被害」という。）	3割
				4割
	特定危険方式		損害割合＝ $\frac{\text{樹園地ごとの減収量の合計}}{\text{樹園地ごとの基準収穫量の合計}}$	5割
				2割



全相殺減収方式		組合員等ごとに基準収穫量から実収穫量を差し引いて得た数量	当該組合員等の基準収穫量に対して、当該組合員等の果実の減収量が右欄の支払開始割合を超えた場合の損害（以下「全相殺方式超過損害」という。）	2割
全相殺品質方式		組合員等ごとに基準収穫量（品質を含む）から実収穫量（品質を含む）を差し引いて得た数量	$\text{損害割合} = \frac{\text{樹園地ごとの減収量の合計}}{\text{樹園地ごとの基準収穫量の合計}}$	3割 4割
地域インデックス方式		組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、基準収穫量から当該年産の収穫量（当該年産の統計単収に樹齢構成係数及び樹園地面積を乗じて得た数量）を差し引いて得た数量	<p>当該組合員等の当該統計単位地域ごとに、基準収穫量に対して、当該年産の果実の減収量が右欄の支払開始割合を超えた場合の損害（以下「地域インデックス方式超過損害」という。）</p> $\text{損害割合} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}}$	1割 2割 3割
樹園地方式	減収総合方式	当該樹園地の基準収穫量から当該樹園地の実収穫量を差し引いて得た数量	<p>当該樹園地の基準収穫量に対して、当該樹園地の果実の減収量が右欄の支払開始割合を超えた場合の損害（以下「樹園地方式超過損害」という。）</p> $\text{損害割合} = \frac{\text{当該樹園地の減収量}}{\text{当該樹園地の基準収穫量}}$	4割
	特定危険方式			3割

## 2) 災害収入共済方式

損害認定の対象となる損害は、類区分ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に共済事故による損害が発生したことにより、その年産における当該組合員等の当該類区分に係る果実の減収又は品質の低下がある場合であって、次式を満たすときの損害（以下「災害収入共済方式超過被害」という。）です。

$$\text{当該年産の収穫量} \times \text{品質指数} < \text{基準収穫量}$$

$$\text{当該年産の生産金額} < \text{基準生産金額} \times \text{共済限度額割合}$$

## 3) 樹体共済

損害認定の対象となる損害は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに共済事故による損害の額が10万円（共済価額の10分の1に相当する金額が10万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合の損害額です。

### (2) 共済金支払額

果樹共済に加入した果樹に、10の(1)に規定する損害が発生したとき共済金をお支払いします。

#### 1) 半相殺方式、全相殺方式、樹園地方式の場合

共済金の支払額は、申込者が申し出た各引受方式の支払開始割合を超える損害が発生した場合における損害割合に応じて、次表に掲げる支払開始損害割合に該当する共済金支払割合により、収穫共済の類区分ごとに次の式によって算定される金額です。

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \text{共済金支払割合}$$

支払開始損害割合	共済金支払割合
1割	$10/9 \times \text{損害割合} - 1/9$
2割	$5/4 \times \text{損害割合} - 1/4$
3割	$10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$
4割	$5/3 \times \text{損害割合} - 2/3$
5割	$2 \times \text{損害割合} - 1$

## 2) 樹体共済の場合

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \frac{\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹の全損換算本数} \times \text{1本あたり価額}}{\text{共済価額}}$$

### 11 損害発生のお知らせ

加入した果樹に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生のお知らせをお願いします。

### 12 損害防止の義務

加入者は、加入した果樹について、通常の管理、損害防止を行なうとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあることについてご留意願います。

### 13 共済金が支払われない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

- (1) 加入者が損害防止の義務を怠ったとき
- (2) 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- (3) 加入者が損害発生のお知らせを怠り、故意・重大な過失によって事実と異なるお知らせをしたとき
- (4) 加入者が加入申込みの際、加入申込書に記入する事項について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、または不実のお知らせをしたとき
- (5) 加入者が、加入している果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき又は細区分に影響する栽培方法の変更をしたことについてのお知らせを怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき
- (6) 加入者が、第2回目の共済掛金の払い込みを遅滞したとき
- (7) 加入者が、加入した細区分に係る栽培方法をその細区分にかかる栽培方法以外のものに変更した場合その変更の結果通常生ずべき損失の額
- (8) 加入者が植物防疫法の規定に違反した場合
- (9) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき

### 14 危険段階基準共済掛金率について

平成31年1月1日の制度改正に伴い、新しい危険段階共済掛金率が導入されます。

- (1) 危険段階の区分数は、危険段階区分「0」を中心に上下20区分ずつの合計41区分とします。
- (2) 毎年、組合員等ごとの直近20年間の加重平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し共済掛金率を適用します。

(3) 新規加入の掛金率は、通常、国が告示する共済掛金標準率になりますが、直近 20 年間の加重平均損害率により作成された危険段階掛金率によっては、共済掛金標準率とならない場合があります。

#### 15 告知義務違反による共済関係の解除

加入申込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

#### 16 共済掛金不払いによる共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- (1) 正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金の払込を遅滞したとき
- (2) 共済掛金の分納をする場合において、第 1 回目の所定の共済掛金の払込を遅滞したとき

#### 17 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- (1) 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- (3) その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由

#### 18 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠ったとき、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならなくなる場合もありますので、特にご留意願います。

- (1) 加入した果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき
- (2) 加入した果樹についての栽培方法を、加入した細区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき

#### 19 その他の重要事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の 2 段階による責任分担を行なって危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。

また、果樹共済に加入している場合でも収入保険制度に移行することも可能となります。